

兵庫県公報

平成24年3月16日 金曜日 第2371号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部改正（環境整備課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（同）	5
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（丹波県民局）	9
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	10
教育委員会規則	
○ 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則及び兵庫県立弓道場管理規則の一部を改正する規則	11

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則及び兵庫県立弓道場管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
- 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、利便施設の利用の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年2月28日県営土地改良事業（集落基盤整備事業）上津橋地区の換地処分をした。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市千種町七野字西谷805の33、805の38、805の39
- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇西谷805の33・805の39（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

宍粟市千種町下河野字岡139、144、144の1、145、字竹ノ内241の3から241の5まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡139（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除予定保安林の所在場所

小野市脇本町字溝井503の25から503の27まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅



兵庫県告示第319号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成23年兵庫県告示第511号により指定した区域（川西市平野3丁目439番1の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第320号

平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第1 環境の状況の款13の項調査事項の欄中「地域の生態系の概要」の右に「貴重な生態系」を加え、同項調査方法の欄中「改変される土地を中心に」を「兵庫県版レッドデータブック」等により、改変される土地を中心に」に改め、「その概要」の右に「及び貴重な生態系の分布状況等」を加える。

別表第2 13の項調査項目の欄中「生態系を構成する要素間の関連」を「(1) 生態系を構成する要素間の関連」に改め、同欄に次のように加える。

(2) 貴重な生態系の分布状況等

別表第2 13の項調査方法の欄を次のように改める。

- (1) 生態系を構成する要素間の関連
非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）、生物的要素（植生、植物相、動物相等の状況）及び人為的状況（大気汚染、土地改変等）の調査結果等を整理し、生態系の構成要素を把握し、既存の知見等を参考に、各構成要素間の関連図を作成するとともに、生態系の指標となる構成要素の抽出を行う。
- (2) 貴重な生態系の分布状況等
「兵庫県版レッドデータブック」をベースに、自然科学的価値及び社会科学的価値を勘案し、必要に応じ、専門家の意見を参考にした上で、選定する。

別表第3 13の項予測項目の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 貴重な生態系の消滅の有無及び改変の程度

別表第3 13の項予測方法の欄を次のように改める。

- (1) 周辺地域を含めた既存生態系への影響
生態系の指標となる構成要素に対する影響の有無及びその程度を把握し、この影響による周辺地域を含めた生態系への波及効果を考慮し、既存の類似事例、専門家の意見等を参考に予測する。
- (2) 貴重な生態系の消滅の有無及び改変の程度
開発行為の計画諸元をもとに、できる限り定量的に予測する。
- (3) 新しく創造又は出現する生態系の構造

新たな生物の生息域を創造する場合にあっては、その立地選定の妥当性、生態系の回復及び当該生息域の創造が周辺地域に及ぼす影響について、専門家の意見等を参考に予測すること。

別表第4 13の項環境保全目標の欄を次のように改める。

- (1) 全般的事項
自然環境の保全上支障のないこと。
- (2) 貴重な生態系
重要度区分に応じた3段階の保全水準（①努めて保全すること、②相当程度保全すること、③影響を努めて最小化すること）とする。

別表第4 13の項評価等における留意点の欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 貴重な生態系

貴重な生態系の重要度区分の設定に当たっては、典型性、希少性、生物多様性等の自然科学的価値と、郷土代表性等の社会科学的価値に照らし、「兵庫県版レッドデータブック」をベースとすること。



兵庫県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月16日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 明石神戸宝塚線	明石市大明石町1丁目2番1から 同市大明石町1丁目1282番3まで	旧	10.0から 23.0まで	198.0	
		新	22.0から 28.0まで	198.0	



兵庫県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 生瀬門戸荘線	宝塚市高司1丁目345番2から 同 市高司1丁目342番まで	旧	16.0から 16.0まで	41.0	
		新	16.0から 24.0まで	41.0	



兵庫県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年3月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 野谷平岡線	加古川市平岡町高畑字御門801番3から 同 市平岡町高畑字御門801番3まで	旧	6.0から 7.0まで	20.0	
		新	7.0から 8.0まで	20.0	



兵庫県告示第324号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

- 商号又は名称 有限会社関西リゾート
- 代表者氏名 岡田 進
- 事務所所在地 加東市横谷798番地の111
- 免許番号 兵庫県知事(1)第350406号
- 免許年月日 平成21年11月16日

2 処分の内容

平成24年3月19日から同年4月20日までの33日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第325号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 株式会社グレートディベロップ
- 2 代表者氏名 大 島 忠 男
- 3 事務所所在地 神戸市中央区御幸通 3—2—4 コスモプラザ908
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(4)第10166号
- 5 免 許 年 月 日 平成21年 3月14日



兵庫県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.5.85号園田西武庫線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市食満 4 丁目及び下食満
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成24年 3月16日から同月30日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局道路整備担当

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人鮎屋の滝ふれあいの郷
 - イ 代表者の氏名 小 嶋 勝 治
 - ウ 主たる事務所の所在地 洲本市本町 4 丁目 4 番24号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、鮎屋地区とその周辺で暮らす人々に対して、周辺環境資源の保全及び整備をし、これらを最大限に利用した事業を行い、経済活動の活性化を図り、過疎化を回避しつつ、活力ある地域社会を実現することに寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸平和研究所

イ 代表者の氏名 柚 浩 二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区旗塚通六丁目2番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国際都市神戸において、宗教、思想、文化や歴史等の異なる者が集い、国家間、民族間、宗教間の過去の歴史を研究し、その共通点を探り、可能な限り客観的な情報を発信し、自分たちとは異なる文化、文明、宗教、歴史等を持つものへの理解を過去の「対立軸」を基本にした概念に基づくものから「協調軸」を基本にした概念に基づくものへと転換していくことにより、世界平和への道を探求することを目的とする。

特に日本を拠点とする中東、アジア圏との歴史的関わりを含む、宗教・民族・文化について重点を置き、その共通点を確認し合うことにより、お互いにより深い理解を得て、平和で寛容な関係を築くために貢献することを特徴とする。

具体的には、学術、異文化、芸術活動等の運営・支援・振興を図る講習会等を開催し、各種の指導者、ボランティアの派遣・養成等に関する事業を行い、生涯を通じて地域住民一人ひとりが世界平和を希求することのできる環境を提供し、地域の青少年の健全な育成を支援するとともに、多数の地域住民の自立的・自発的な社会参加を促進し、地域コミュニティの再生と人間性あふれる心豊かな平和社会の創造に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人未来塾

イ 代表者の氏名 岸 本 美 一

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市米田町塩市210番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に兵庫県に住む、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に対して、様々な生涯学習を通じて身体と精神を鍛錬し人間の生きる力を伸ばすための事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西沖縄文化研究会

イ 代表者の氏名 大 西 智 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南武庫之荘9丁目17番15—402号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民に対して、沖縄の芸術・文化・歴史に関する事業を行い、沖縄の芸術・文化・歴史の普及振興及び継承に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸TAC教育研究所

イ 代表者の氏名 福 村 恵 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区多井畑東町9番地の43

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く社会に対して交流分析（コミュニケーション能力の向上の理論、Transactional Analysis略してTA）の普及に関する事業及びDV加害者、被害者の支援事業を行い、社会教育の推進と心と体の健康増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人禁煙推進の会兵庫さんだ

イ 代表者の氏名 大 前 通 代

ウ 主たる事務所の所在地 三田市高次2丁目6番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、喫煙者のみならず非喫煙者に対してたばこによる健康被害を防止し、たばこの有害性と禁煙の必要性を啓発する事業を行うとともに、慢性呼吸器疾患患者などの相互交流・情報交換・外出支援などの事業を行い、さらに小・中・高生への禁煙教育を実施し、たばこの有害性、受動喫煙の健康被

害についての知識を学ぶ機会をつくることを積極的に行うことで、すべての人が健康で明るい毎日を過ごすことができる社会環境づくりと、健康保持ならびに健康増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人葬儀費用を見直そう会

イ 代表者の氏名 松 本 大 作

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区下畑町字内入田779番地の1 ドミール・シモハタ301号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民の方に対して葬儀の形式・予算等を見直し、各人の経済状況や価値観等に合わせた適正な費用での葬儀を行うためのコンサルティング事業を行い、社会福祉の推進と消費者保護に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オフィス・ドルチェ

イ 代表者の氏名 香 山 美 穂

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町大持205番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨地域とその周辺住民に対して音楽に関する事業を行い、魅力有るまちづくりに貢献することによって、地域コミュニティの活性化を図り、創造性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人パタボラ

イ 代表者の氏名 藤 原 靖 浩

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区唐櫃台2丁目2番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市北区の子どもに対して、参画型のボランティア活動の推進に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域社会の教育力の向上に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人レムナント・残りの宝

イ 代表者の氏名 西 村 厚 一

ウ 主たる事務所の所在地 小野市万勝寺町799番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、北播磨地域及びその周辺に居住する精神障がい者と知的障がい者に対して、生活支援と職業能力の増進を目指す事業のほか、地域住民に対して、精神障がい者と知的障がい者の理解のための啓発事業を行い、障がい者の社会参画を促し、障がいを持つことが自立するための障がいとまらない様な地域社会の発展に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年 2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

イ 代表者の氏名 佐 藤 薫

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町古大内302番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方などの地域住民に対して、居宅介護に関する事業を行い、福祉の向上、いきがいを実感でき、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WA

イ 代表者の氏名 伊 田 昌 義

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区中道通9丁目1番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、援助の必要な障害者やその家族、その他の人々に対して社会生活自立支援に関する事業を行うとともに、他団体との交流による音楽・創作活動等推進事業を行い、すべての人々が共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年2月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人らいふサポートくるみ

イ 代表者の氏名 森 田 透

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町加古4369番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自らが望む自立生活を営めるように、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業と地域生活支援事業及び障害者と地域住民の交流事業を行い、社会全体の福祉を増進させ、障害者と健常者が共に生きることが出来る地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月16日

丹波県民局長 伊 藤 聡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) テックランド丹波氷上店

所在地 丹波市氷上町市辺108番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要

(1) 主要地方道青垣柏原線では死亡事故等が多く発生しており、本店舗への進入、または退出時の事故や渋滞が懸念されることから、右折入出庫が発生しないよう交通整理員を配置し安全対策に万全を期すこと。

(2) 丹波市道路整備計画に基づく市道東273号線の道路改良計画があるため、計画内容の協議を行い、調整を図ること。

(3) 本店舗の下流域では台風や大雨による湛水の被害が多く発生していることから、下流域への影響をできるだけ軽減するため、流出抑制のための雨水浸透施設等の設置を検討すること。

(4) 本店舗敷地内の里道・水路について、現地の利用状況を把握し、通行及び耕作に支障のないよう、地域住民の理解を得られる機能を確保すること。

(5) 本店舗敷地内に計画されている緑地について、周辺地域に影響を与えないよう適切な維持管理に努めること。また、周辺地域に影響する騒音、臭気などの公害を発生させないよう努めるとともに、発生した場合には適切な処置を行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 3月16日から 1月間



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地                | 面積 (㎡)     | 地 目 |
|----------|----------------------|------------|-----|
| 1        | 神戸市垂水区南多聞台 2丁目37番 2  | 1, 872. 56 | 宅 地 |
| 2        | 姫路市四郷町東阿保字東山新畑395番10 | 2, 261. 62 | 宅 地 |
| 3        | 姫路市野里字南河原147番 2      | 5, 683. 42 | 宅 地 |
| 4        | 明石市大久保町山手台 1丁目66番 1  | 4, 173. 96 | 宅 地 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があつた後 2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

(2) 配布期間及び申込期間

平成24年3月16日（金）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

平成24年3月23日（金）午前10時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

電話 (078) 341-7711 内線 4875

## 教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則及び兵庫県立弓道場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

兵庫県教育委員会  
委員長 西村 亮 一

### 兵庫県教育委員会規則第4号

#### 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則及び兵庫県立弓道場管理規則の一部を改正する規則

（兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の一部改正）

第1条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記様式。以下」を「様式第1号）又は兵庫県立嬉野台生涯教育センター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 兵庫県立嬉野台生涯教育センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

第5条中「規定により、」を削り、「の提出があった」を「を受理した」に改める。

第6条第1項中「、第4条の利用許可申請書の提出があった場合において」を削る。

第8条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

兵庫県立嬉野台生涯教育センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

|               |                |     |        |     |   |
|---------------|----------------|-----|--------|-----|---|
| 講習会、行事等の名称    |                |     |        |     |   |
| 利 用 の 目 的     |                |     |        |     |   |
| 利 用 施 設 の 名 称 |                |     |        |     |   |
| 利 用 の 日 時     | 年 月 日 時から      |     | 日（泊）   |     |   |
|               | 年 月 日 時まで      |     |        |     |   |
| 利 用 人 員       | 利用者の別          |     | 生徒又は児童 |     | 計 |
|               | 予定人員、<br>実人員の別 |     | そ の 他  |     |   |
|               | 予 定 人 員        |     | 男 人    | 女 人 | 人 |
| ※<br>実 人 員    |                | 男 人 | 女 人    | 人   |   |
| ※<br>使 用 料    | 円              |     |        |     |   |
| ※<br>備 考      |                |     |        |     |   |

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

兵庫県立嬉野台生涯教育センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

|               |         |  |         |  |  |
|---------------|---------|--|---------|--|--|
| 利 便 施 設 の 用 途 |         |  |         |  |  |
| 事業を行おうとする利便施設 |         |  |         |  |  |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から |  | 年 月 日まで |  |  |
| 備 考           |         |  |         |  |  |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立弓道場管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立弓道場管理規則(昭和63年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立弓道場利便施設事業申請書(様式第1号の2)(以下これらを)」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立弓道場利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第8条4項中「あつた」を「あつた」に改める。

第11条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第1号中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第6条―第8条関係)

兵庫県立弓道場利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) 番

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 利 便 施 設 の 用 途 |                 |
| 事業を行おうとする利便施設 |                 |
| 事業を行おうとする期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考           |                 |

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。